

# 消費生活用製品安全法における子供用特定製品の 制度について(乳幼児用玩具)

令和8年

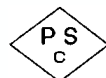
産業保安・安全グループ 製品安全課

# 製品安全4法について

- **製品安全4法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、**製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準に適合することを義務付け**。
- **製造・輸入事業者**は、技術基準に適合した製品に、自らPSマークを表示して販売。**販売事業者等**はPSマークの表示がない製品を販売してはならない。
- **製造・輸入事業者**は、**重大製品事故の発生**を認知してから10日以内に消費者庁に**報告すること**が義務付けられている。

## 製品安全4法とPSマーク対象品

消費生活用製品安全法（消安法）（15品目）



ライター、レーザーポインター等（3品目）



石油ストーブ、マグネットセット、水で膨らむボール 等（8品目）



乳幼児用ベッド（1品目）



**乳幼児用玩具**、乳幼児用ベッドガード、

ベビーカー（3品目）

※乳幼児用ベッドガード、ベビーカーは令和8年7月施行

コンセント、延長コード、ACアダプター、携帯発電機 等（116品目）



電気用品安全法（電安法）（457品目）



LEDランプ、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ 等（341品目）

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガスふろバーナー 等（4品目）



ガスこんろ 等（4品目）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（17品目）



カートリッジガスこんろ、携帯液化石油ガス用バーナー 等（8品目）



一般ガスこんろ 等（9品目）

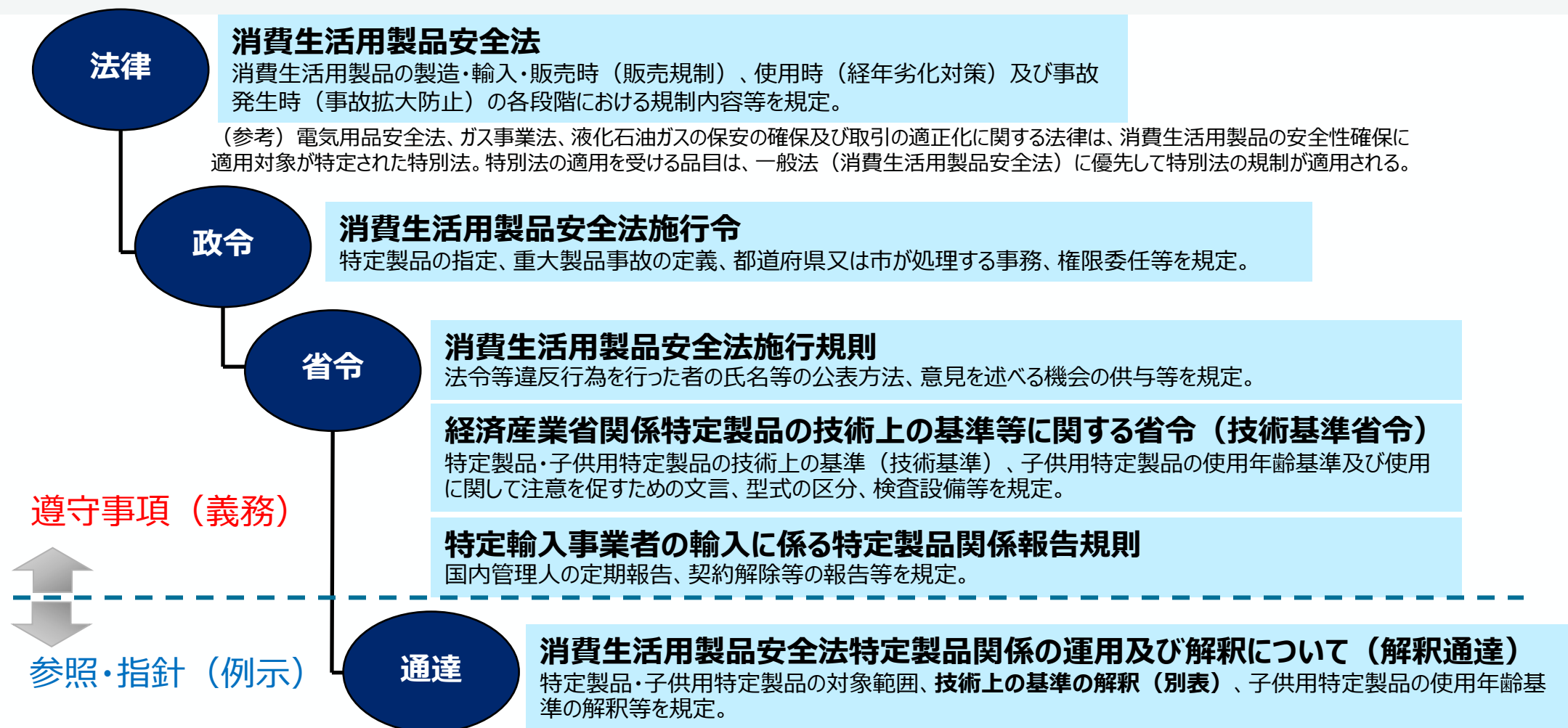
※円形のPSマークは、自主検査を行い、技術基準適合性が確認できれば表示させることが可能。

※菱形のPSマークは、自主検査に加え、国に登録した検査機関により技術基準適合性が確認されれば表示させることが可能

※子供PSCマークは、技術基準適合性を確認した上で、使用年齢基準に適合し、対象年齢を含む使用上の注意事項を表示すれば表示させることが可能。

# 消費生活用製品安全法の体系

- 消費生活用製品安全法は、危害発生のおそれがある製品（**特定製品**）を指定し、**製造・輸入事業者**に対して国が定めた**技術基準に適合**することを義務付け。
- 特定製品のうち、**子供用特定製品**については、主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品として、製造・輸入事業者に対し、**技術基準への適合に加え、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める**。



# 改正製品安全4法の概要

## 法改正の概要

インターネット取引の拡大により製品の安全性に責任を持つ国内事業者が不在となるケースや、子供用製品に関する安全規制の未整備などの課題を背景に、製品安全4法を改正。

### ① インターネット取引の拡大への対応

1. 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）
2. 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設
3. 届出事項の公表制度の創設
4. 法令等違反行為者の公表制度の創設

### ② 玩具等の子供用製品の安全確保への対応

1. 子供用の製品に係る規制の枠組み（子供用特定製品）の創設
2. 子供用特定製品の中古品特例

## 施行スケジュール

R6.6.26	改正製品安全4法 公布
R6.12.13	改正法施行令等 公布
R7.1.31	技術基準省令等 公布
R7.9.25	乳幼児用玩具の事前届出等開始
R7.12.25	改正製品安全4法 施行

# (参考) 消費生活用製品安全法等<sup>(※)</sup>の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法(消安法)、ガス事業法(ガス事法)、電気用品安全法(電安法)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)

・令和6年6月26日公布  
・令和7年12月25日施行

## 背景・概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、  
(1) 海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム(取引DPF)を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に(法的)責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、(2) 玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない(事故が起きてから対応)といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、  
(1) インターネット取引の拡大への対応、(2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

## (1) インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

### ① 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任)

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者(国内管理人)の選任を求める。

### ② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

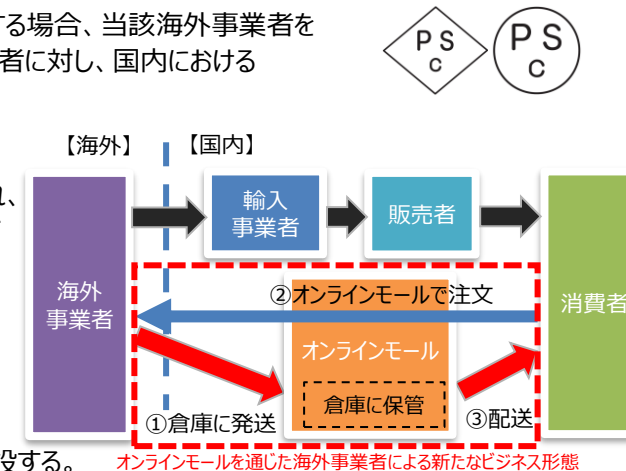
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

### ③ 届出事項の公表制度の創設

- 届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

### ④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。



## (2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

### ① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品(主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品)について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

海外で法令違反となったぬいぐるみ等(小部品が取れやすく、誤飲・窒息に至るおそれ)

マグネットセット・吸水ボール



### ② 子供用特定製品の中古品特例




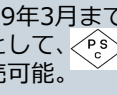

- 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。

※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置(消安法)、届出事項の合理化に係る措置(消安法、ガス事法、電安法、液石法)及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

# 子供用特定製品への製品の指定

- 令和6年6月、消安法改正により、子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、製造・輸入事業者に対し国が定める**技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等**を求めることとした。併せて、改正消安法第4条第3項第4号において**子供用特定製品の中古品**について、**国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件**に販売を可能とする特例を講じた。
- 令和6年12月、消安法施行令の改正により**乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）**と**乳幼児用ベッド**を子供用特定製品に指定し、令和7年12月25日に施行された。

特定製品の区分		必要なマーク	
特別特定製品	携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター		
特別特定製品以外の特定製品	(略) 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具		
特別特定製品かつ子供用特定製品	<b>乳幼児用ベッド</b>		※令和9年3月までは経過措置期間として、  を付すことで販売可能。
特別特定製品以外の子供用特定製品	<b>乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）</b> <b>乳幼児用ベッドガード</b> <b>ベビーカー</b>		※乳幼児用ベッドガードについては1年間、ベビーカーについては2年間、経過措置期間を設定。

※乳幼児用ベッドガード、ベビーカーは令和8年7月施行

## <消費生活用製品安全法>

第2条 (略)

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3 (略)

4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

## <消費生活用製品安全法施行令>

別表第1

三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

# 子供用特定製品の指定の考え方

子供用特定製品の指定にあたっては、子供用製品による子供の製品事故を未然に防止するため、以下のような視点を総合的に勘案していく。

## ①子供用の製品であること

主に子供が生活する中で用いられることを特に意図して設計されている製品であること。

## ②事故の態様等を踏まえ、安全性の確保が必要と認められる製品であること

重大製品事故を含む子供が被害にあう国内外の製品事故の実態を踏まえ安全確保の必要性があること。

## ③子供用特定製品に指定することにより、危害防止の効果が認められること

製品の市場流通前の技術基準適合や使用方法に係る表示を義務付けることにより、事故を防止する効果が認められること。

## ④海外で規制の対象とされている等、規制の必要性が認められること

海外で規制の対象である、又は日本への危険な製品の流入懸念がある等、規制の必要性があること。

### <消費生活用製品安全法 第2条第4項>

この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

### <消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院HPより抜粋）>

四 子供用特定製品の指定並びに子供用特定製品に係る技術基準及び使用年齢基準については、子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、国内外における子供が被害に遭う事故の実態及び諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、及び機動的に見直すとともに、保護者等の消費者への周知徹底を図るなど、子供用の製品の安全確保に向けて万全を期すこと。また、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討すること。

# 製品安全4法における工場情報の届出を不要とする要件

- 製品の仕様・設計等を決定する事業者については、画一的に工場の所在地等の届出を求めるよりも各種の確認を速やかに行える状態であることを把握する方が実効的との観点から、一定の要件を満たす場合、工場情報の届出を不要とし、その要件を省令で規定した。

## ● 工場情報の届出を不要とする要件

### <技術基準省令>

(法第6条第4号の主務省令で定める要件)

第7条の2 法第六条第四号の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- 届出に係る型式の特定製品の設計を行っていること。
- 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。
- 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。
- その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

### ①当該特定製品の設計を行っていること。

→安全に関わる製品仕様を自ら定めている、又は、安全に関わる製品仕様の変更権限があること 等

### ②検査機関において、法第11条第2項（消安法）の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

### ③求められた場合には、遅滞なく、当該特定製品を製造する工場又は事業所の名称及び住所の提供を行うことが可能であること。

※上記要件の確認のため、届出時又は事業開始後（必要に応じ）に、以下の書類の提出又は提示を求める。

届出時：①に係る製造を行う工場（製造の場合）又は製造事業者（輸入の場合）との代表的な契約書の写し

③に係る「届出時点での」工場名称・所在地の一覧

事業開始後（例：立入検査時）：①に係る、製造を行う工場（製造の場合）又は製造事業者（輸入の場合）との契約書の写し（すべて）

②に係る検査機関が発行する検査報告書の写し

③に係る工場等の名称及び住所の一覧 等

# 消安法における新たな届出主体

- 消安法では製造事業者又は輸入事業者を届出事業者と規定。
- 一方、乳幼児用玩具の製造は、多くが海外工場でのOEM等の複雑な分業関係であることが確認されたことから、乳幼児用玩具については、以下の要件を満たすものについては、製品の安全性に責任を有すべき届出事業者とみなすこととした。

## ● 新たな届出事業者の要件

- ①本来の製造事業者又は輸入事業者に対して**製造を委託する関係にある（間接委託も含む。）**こと
- ②製品の**設計・検査を自社の責任において行っている**こと  
設計：安全に関わる製品仕様を自ら定めている、又は、安全に関わる製品仕様の変更権限があること 等  
検査：製品検査を自ら行っている、検査機関に自ら検査を依頼している、又は、委託事業者に対しその行った検査結果の提出を求め内容の確認を行っていること。また、その検査記録を保有していること 等
- ③報告徴収、立入検査、事故報告等の**消安法において負うべき全ての義務及び命令の対象者となることを理解**していること
- ④**自社の名称又は商標で製品を流通**させること

※上記要件の確認のため、届出時又は事業開始後（必要に応じ）に、以下の書類の提出又は提示を求める。

届出時：①、②に係る**代表的な契約書の写し**、③に係る**事業者代表者名義の文書**（理解した旨を示すもの、記載例を作成）

事業開始後（例：立入検査時）：①、②に係る委託**契約書の写し（すべて）**、②に係る検査機関が発行する**検査レポートの写し**、④に係る流通させる**商品パッケージ**

# 子供用特定製品における中古品特例

- 子供用特定製品の中古品でパッケージがないため対象年齢等の必要な表示が確認できないものについて、**消費者への注意喚起、破損・劣化の点検等を条件に販売を可能とする特例**を消安法改正により措置。
- 承認に当たっては以下のような条件を付すこととし、8月14日に解釈通達を公表している。

## <改正消費生活用製品安全法>

(販売の制限)

第4条 特定製品（子供用特定製品を除く。以下この項において同じ。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条第一項（特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあっては、同条第二項）の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2（略）

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一～三（略）

四 **古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして主務大臣の承認を受けたとき。**

## 中古品特例の承認条件

- ①製品の安全性及び正しい使用方法が不明であることを**消費者が理解**の上で購入できるようにすること
- ②**技術基準適合が推測**されること（製造／輸入事業者が届出事業者であること等）
- ③**リコール品**に該当せず、**破損や劣化による危害の増大も認められないこと**
- ④経済産業大臣から**承認を受けた事業者であることを示しておくこと**
- ⑤**販売実績を報告**すること
- ⑥上記が徹底される**十分な体制が確保**され（研修・マニュアル整備、責任者任命等）、上記が実行されていること

## <令和6年2月 産業構造審議会 製品安全小委員会「中間取りまとめ」抜粋>

### ④中古品の取扱いに関する措置

こども用の製品のうち、マークを確認することができず、技術基準への適合や警告表示が確認されていない中古品についても、安全に資することを前提とした上で、販売ができるような措置を講ずることが必要である。その際、**消費者に対しては製品の劣化等も踏まえた一定の注意喚起を図ること、消費者自身にも当該中古品の取扱いについて意識をもって対応してもらえよう取り組むこと、また、販売に際しては安全確保のための体制がとられていること、**などを求めることが適切である。なお、リユース業界においては、中古品の安全確保に関する自主的な動きもあるところ、こうした動きに対し、製造・輸入事業者における取組への必要な協力や、消費者自身に求められる対応についての理解が進むことで、安全な中古品市場の健全な発展に資することが期待される。

# (参考) 中古品特例にかかる申請事項やその条件の運用解釈について

- 中古品特例の申請に当たって必要な項目や、承認の際に基本的に付される条件についての解釈を示した。

## 中古品特例承認の申請をする際の申請事項についての解釈

二 子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な体制整備の内容  
 (具体的には、  
 (1)販売に当たる職員向けの研修を最低でも年に1度以上開催していることなどが確認できる**研修予定スケジュール**、  
 (2)販売に当たる職員向けの**販売マニュアル**、  
 (3)各店舗において**中古品特例措置に責任を有する者を任命していることが確認できる責任者名・役職等の一覧表等**により確認することとし、国からの求めに応じた必要な対応が取れる適切な体制が整備されていることとする。)

## 中古品特例承認の承認に当たって付す条件についての解釈

製品の安全性及び正しい使用方法が不明であることを <b>消費者が理解</b> の上で購入できるようにすること	製品の安全性及び正しい使用方法が確認できていない製品であることを記載した書面を用意し、 <b>商品販売時に販売員が書面を提示しながら一般消費者に対して口頭で説明する</b> 等の対応がこれに当たる。なお、オンライン販売の場合には、製品の販売画面に表示される商品説明欄等において、製品の安全性及び正しい使用方法が確認できていない製品であることを明記することにより代えることができる。
技術基準適合が <b>推測</b> されること	容器包装のなくなった中古品であっても、 <b>製品本体のロゴ、デザイン等から当該製品の製造事業者／輸入事業者を判別し、経済産業省から公表される乳幼児用玩具の届出を行っている事業者</b> に該当することを確認する等の対応がこれに当たる。
<b>リコール品</b> に該当せず、 <b>破損や劣化による危害の増大</b> も認められないこと	経済産業省ホームページにおいて公表されている <b>リコール製品に該当しない</b> ことを確認することに加え、ISO8124-1:2022に規定される直径31.7mmの <b>小部品シリンダーに収まる大きさである容易に取り外せる部品</b> が含まれないこと、 <b>怪我をするおそれのある鋭い先端等</b> がむき出しとなった <b>破損箇所等</b> がないこと等を確認する対応がこれに当たる。
経済産業大臣から <b>承認を受けた事業者である</b> ことを示しておくこと	特定製品の区分、事業者名・店舗名、販売予定数量とともに <b>経済産業省から中古特例承認を受けている旨が表示された書面</b> を、 <b>店舗に来店した一般消費者が容易にみることができる場所</b> (店舗入口、レジ周辺等)に掲示する対応がこれに当たる。
<b>販売実績を報告</b> すること	古物である子供用特定製品例外承認申請書に記載された当該製品について、毎年度の終期から30日を超えない日以内に、 <b>当該年度内に実際に販売を行った当該製品の数量</b> を、販売を行った店舗ごとに集計し、 <b>経済産業大臣に報告</b> すること。

# 「乳幼児用玩具」（3歳未満向け玩具）とは

- 乳幼児用玩具とは、
  - ①遊戯に使用することを目的として設計したもの（玩具であるもの）であって
  - ②出生後36月未満の乳幼児用のもの

## <乳幼児用玩具の規定（消費生活用製品安全法施行令別表第1）>

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

### 主として家庭において

- **病院、保育所等で使用されるために特別に設計された乳幼児用玩具は、規制の対象外。**  
管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設での使用が目的のため、規制の必要はないとの趣旨によるもの。
- 他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用玩具であっても、それが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものであれば、規制の対象とする。
- デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用玩具は、その使用の態様は家庭における場合と同様であるため、規制の対象とする。

### 出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したもの

- 出生後36月未満の乳幼児の玩具での窒息による死亡、指の挟み込みによる後遺症を残しかねない切り傷やうっ血、突き刺し等の重傷事故が繰り返し発生していることから、**特に安全を確保すべき出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具のみを規制の対象とする。**
- したがって、通常**出生後36月以上の子供の遊戯に使用することを目的として設計された玩具は、規制の対象としない。**

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の範囲

- 3歳未満の遊戯に加え、他の用途にも使用できる機能を有するもの（複合品）は、以下の整理とする。
    - イ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるもの
      - 乳幼児用玩具と認められる部分のみを規制の対象とする
    - ロ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品
      - 乳幼児用の遊戯用と認められる機能を有するものは、乳幼児用玩具として規制の対象とする
- ※ただし、デザインの一環として動物、キャラクター等のマスコット、ぬいぐるみ等が用いられているだけであって、他の用途に使用されるものであることが明らかなものについては、規制の対象とはしない。

## ＜複合品について＞

<b>イ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるもの</b>	
(例) <u>ぬいぐるみ付きおしゃぶり</u> →おしゃぶりは規制対象外のため、ぬいぐるみ部分のみが規制対象となる。	
<b>ロ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品</b>	
<b>＜規制対象とする＞</b>	<b>＜規制対象としない＞</b>
(例) <u>ピアノ鍵盤付き36月未満向け絵本</u> →純粋な書籍ではなく、乳幼児が指で押したり、音を出したりすることができる遊戯用と認められる機能を有する出生後36月未満向けの絵本	(例) <u>キャラクターのマスコット付き椅子</u> →人が座る用途で使用されるものであることが明らかであり、マスコットは製品のデザインの一環として用いられていると認められるもの
(例) <u>ボタン・ハンドル付きベビーゲート</u> →純粋なベビーゲートではなく、乳幼児が指で押したり、掴んで操作することができる遊戯用と認められる機能を有する出生後36月未満向けのベビーゲート	(例) <u>ぬいぐるみ付きポシェット</u> →ものを入れて持ち歩く用途で使用されるものであることが明らかであり、ぬいぐるみ部分はデザインの一環として用いられていると認められるもの

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の範囲

- 「遊戯に使用することを目的として設計したもの」には様々な製品が想定されるところ、解釈通達において、規制の対象にはあたらない製品の具体例を示している。

## <乳幼児用玩具として規制する製品に当たらないもの（解釈通達）>

### 除外①：出生後36月未満の乳幼児に使用されることを目的として設計することが想定されないため、規制の対象としないもの

- 除外①に該当するものであっても、構造等から出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うもの（※）は、規制の対象とする。  
（※）例えば、「対象年齢0歳」と表示すること、その製品で遊んでいる赤ちゃんの写真を伴う広告とともに販売すること、「赤ちゃんから遊べます」などと説明書に記載をすること等

### 除外②：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、ほかの安全性に係る確認をする方が適当であると考えられるため、規制の対象としないもの

### 除外③：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、その使用目的、構造等から規制の対象としないもの

- 除外②、③に該当するものは、出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、消費生活用製品安全法で規定する乳幼児用玩具としない。

# 「乳幼児用玩具」の範囲（除外の種類）

- 解釈通達において、規制の対象にあたらぬ製品の具体例を例示。

## 除外①：出生後36月未満の乳幼児に使用されることを目的として設計することが想定されないため、規制の対象としないもの

- 除外①に該当するものであっても、構造等から出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うもの（※）は、規制の対象とする。  
（※）例えば、「対象年齢0歳」と表示すること、その製品で遊んでいる赤ちゃんの写真を伴う広告とともに販売すること、「赤ちゃんから遊べます」などと説明書に記載をすること等

## 除外②：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、ほかの安全性に係る確認をする方が適当であると考えられるため、規制の対象としないもの

## 除外③：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、その使用目的、構造等から規制の対象としないもの

- 除外②、③に該当するものは、出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、消費生活用製品安全法で規定する乳幼児用玩具としない。

# 「乳幼児用玩具」の除外①：3歳未満向けの設計が想定されないもの

- イ 高度なパズル（100ピース以上あるもの、絵柄がないもの等）
- ロ 凧その他骨組に布等を貼り付け風力により空に揚げるもの
- ハ スーパーボールその他弾性率が高い合成樹脂等の小球
- ニ ビー玉、おはじきその他指先ではじき当てることにより遊ぶもの
- ホ スリング、カタパルト、パチンコその他弾丸を飛ばすことにより使用するもの
- ヘ 金属の先端がついたダーツセットその他先端の鋭い発射体が用いられるもの
- ト インラインスケート、ローラースケートその他靴底に小車輪の付いたもの
- チ 出生後36月以上の一般消費者が使用することを目的として設計された模型キット、手工芸品、人形、ぬいぐるみ、バルーン、ペンライト、ストラップ、スタンプ等
- リ ビデオ玩具その他有線で又は無線でテレビ等に接続し、画像等を表示させ、コントローラー等を操作することにより遊ぶもの（モニタ、プロジェクタ、ディスプレイ等の呼称や放送受信機器の有無を問わない。ただし、出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計したと認められるコントローラー等が附属するものは規制の対象とする。）

※除外①に該当するものであっても、構造等から3歳未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うもの（※）は、規制の対象とする。

（※）例えば、「対象年齢0歳」と表示すること、その製品で遊んでいる赤ちゃんの写真を伴う広告とともに販売すること、「赤ちゃんから遊べます」などと説明書に記載をすること等

## 除外②：ほかの安全性に係る確認をする方が適当なもの(1/2)

イ 自転車、三輪車、四輪車、スケートボード、キックスケーターその他車輪を備え移動に使用するもの（一時的に屋外でも使用できることとされる製品であって、防水性能等の屋外での長期の使用に耐える機能が認められないものについては、移動用とは認められず、乗用玩具として出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

### 〈規制対象としない〉

- 自転車、三輪車、四輪車、スケートボード、キックスケーター



### 〈規制対象とする〉

- 出生後36月未満向けの乗用玩具（一時的に外で使用できるものを含む）

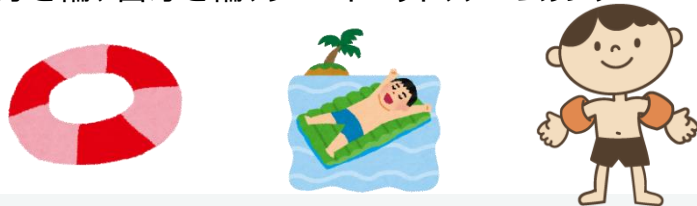


ロ 浮き輪、水上玩具その他浮力を利用して乳幼児の身体の全部又は一部を支えるもの（乳幼児の体に取り付ける形状であるかどうかに関わらず、ベッド、ボート等の形状で乳幼児が上に乗ることができる構造のものを含む。ただし、乳幼児が身に着ける 又は上に乗るための構造が認められず、投げて遊ぶものと認められるビニールボールで、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ハ ゴーグル、シュノーケル、足ひれその他水泳を補助するために使用するもの

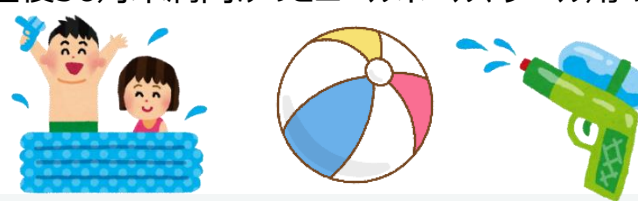
### 〈規制対象としない〉

- 浮き輪、首浮き輪、フロートベッド、アームリング



### 〈規制対象とする〉

- 出生後36月未満向けのビニールボール、プール用の玩具



ニ ぶらんこ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、トランポリンその他大型器具（屋内外の使用は問わず、乳幼児が全身を使ってぶら下がる、滑り落ちる等の不安定な動きをすることが想定されるものを規制の対象外とし、乳幼児が寝転んで遊ぶベビージム、上に座って遊ぶ乗用玩具等で、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

## 除外②：ほかの安全性に係る確認をする方が適当なもの(2/2)

- ホ 乳幼児の体に取り付け、体を預ける構造である歩行器（乳幼児が手で押すことにより遊ぶものである手押し車、ワゴン等で、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）
- ヘ 乳幼児が吸い付くためのニップルを含む構造であるおしゃぶり（乳幼児に吸い付かせることが明らかに意図される構造であるものを規制の対象外とし、歯固めのように、乳幼児が噛むこともできるが、握る、投げる、又は音を鳴らす等の動作を促して遊ぶことに使用されることが想定されるもので、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）
- ト 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第2条に規定する「食品」であるもの（食品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは食品とはみなさない。食品を除いた部分が出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）
- チ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する「医薬品」、「医薬部外品」又は「化粧品」であるもの（入浴剤に内蔵される人形のように、医薬部外品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは医薬部外品とはみなさない。医薬部外品を除いた部分が出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）
- リ 花火、雷管

### （トの例）お菓子コーナーで売られるフィギュア



- フィギュア部分は玩具として規制の対象（除外①「チ」により、フィギュアは出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計されたもののみ規制対象）
- 菓子部分は除外②「ト」により規制対象外

### （トの例）宝石部分がキャンディでできた指輪のおもちゃ



- 指輪部分は玩具として規制の対象（除外③「ヘ」による）
- キャンディ部分は除外②「ト」により規制対象外

### （チの例）ミニカーが内包された入浴剤



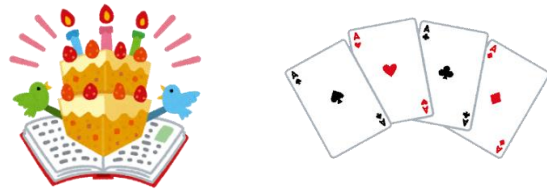
- ミニカー部分は玩具として規制の対象（除外①「チ」により、ミニカーは出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計されたもののみ規制対象）
- 入浴剤部分は除外②「チ」により規制対象外

# 除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(1/3)

イ 書籍、雑誌、カードその他文字若しくは絵図等により情報を伝達する、又は知識を習得させるもの（布、木材等の素材により 触感を楽しませるもの、電子的にディスプレイに文字若しくは絵図等を表示するもの又は音響装置その他の機構を有するものは、これに当たらない。）

## 〈規制対象としない〉

- 紙でできた仕掛け絵本、一般的なトレーディングカード



## 〈イに当たらない〉

- 本として販売していても、触感や音を楽しませる機能が付随（例）フェルト等の布で作られたもの、小部品やマグネットを含むもの、ボタンを押すと光るもの、ボタンを押すと音楽が流れるもの
- 木製や布製のカード

ロ 鉛筆、消しゴム、画用紙その他文字若しくは絵図等を描く、若しくは消すことにより情報を記録すること、又はこれを補助するもの（単純な紙製のぬり絵、折紙等は規制の対象としない。ただし、文房具として販売されるものであっても、当該文房具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

## 〈規制対象としない〉

- 塗り絵、折り紙
- 遊び要素のある消しゴム（※香り付きやキャラクターのイラスト付きなどの性質を持つものであっても、消しゴムとしての機能が認められるものは規制対象外）
- マスコット付きボールペン（複合品「ロ」のとおり、デザインの一環としてマスコットが付されているだけの場合は規制対象外）

## 〈ロに当たらない〉

- 消しゴムでできたフィギュアのうち、消しゴムとしての機能が認められないもの
- 水で描いて消せるおえかき製品
- 磁石タイプのお絵かきボード

# 除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(2/3)

ハ テニスラケット、サッカーボール、卓球ボール、ゴルフボールその他スポーツ競技のために使用するもの（プラスチック製のバッドその他スポーツ用具を模しているだけであって、競技用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

ニ ピアノ、バイオリンその他音楽を演奏するために使用するもの（楽器を模しているだけであって、音楽の演奏用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

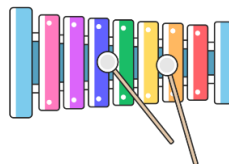
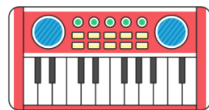
ホ （後述）

## 〈規制対象としない〉

- 競技のために使用されるスポーツ用具



- 音楽を演奏するための楽器であるもの



## 〈ハに当たらない〉

- スポーツ競技に使用するための十分な機能がないスポーツ用具を模した製品  
（例）玩具店に陳列される遊戯用のラケットとスポンジでできたボール



## 〈二に当たらない〉

- 演奏に使用するための十分な機能がない、又は、演奏用には不要な機能が附属する楽器を模した製品  
（例）玩具店に陳列される遊戯用のプラスチック製の小さな太鼓  
鍵盤のライトアップ機能やマイクを模した遊具が附属するピアノ  
動物の鳴き声等が電子的に流れる仕掛けのあるギター

# 除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(3/3)

- ヘ 宝石や貴金属等が用いられているジュエリー又は礼装用の装身具（礼装用等に該当しない指輪、ネックレス、髪飾り等は、これに当たらない。）
- ト 靴、帽子、マフラーその他衣類（実用的な用途よりもむしろ行事、イベント等において仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

## 〈規制対象としない〉

- ・ 礼装用の装身具（お宮参り用の着物、髪飾り等）
- ・ キャラクターになりきるようなデザインであるパジャマ

## 〈規制対象とする〉

- ・ 実用的な用途よりもむしろ、仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、出生後36月未満向け  
（例）パーティーグッズとして出生後36月未満を対象に販売されているドレス、アクセサリ

ホ 椅子、机その他家具として使用するもの（家具を模しているだけであって、家具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

チ キッチン用品、装飾用品、インテリア雑貨その他居住のために用いられる生活雑貨

リ インテリア、その他室内外を装飾するもの（壁掛けに適した形状であるなど、飾ることを目的としていることが明らかであるものに限る。）

## 〈規制対象としない〉

- ・ 室内外の飾り用であり、遊戯用ではないもの  
（例）風鈴、クリスマスツリー、キャラクターの形を模したルームライト
- ・ デザインの一環としてマスコットが付されているだけの食器、家具  
（複合品「ロ」）  
（例）マスコット付きの食器、動物の形を模した椅子

## 〈チに当たらない〉

- ・ 製品本来の用途よりもむしろ、遊戯用として設計されたもの  
（例）色鮮やかでインテリアにもなる積み木

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の届出

- 乳幼児用玩具の製造・輸入事業者は、氏名又は名称及び住所等に加え、型式の区分を届け出ることが必要となる。

## <乳幼児用玩具の型式区分（技術基準省令別表第2）>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乳幼児用玩具	種類	(1)主として触るもの
		(2)主として体を支えるもの
		(3)その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	(1)含むもの
		(2)その他のもの
	磁石・磁性部品	(1)含むもの
		(2)その他のもの
	音を発する構造	(1)含むもの
		(2)その他のもの
	熱源	(1)含むもの
		(2)その他のもの

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の範囲

- 乳幼児用玩具の技術基準は、技術基準省令において以下のとおり規定。
- ISO, EN, ASTMといった国際規格に整合していれば技術基準適合とみなす旨、解釈通達で示した。

## ＜乳幼児用玩具の技術基準（技術基準省令別表第1）＞

- 1 使用中に受ける応力に耐える機械的強度及び安定性を有すること。
- 2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- 3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。
- 4 (1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。
  - (2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
  - (3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。
  - (4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。
  - (5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
- 5 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。
- 6 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。
- 7 (1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。
  - (2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。
- 8 音を発する玩具は、最大音量であつても乳幼児の聴力を損ねないこと。
- 9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。
- 10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

## ＜国際規格への整合（解釈通達別表・法令適用事前確認手続き（ノーアクションレター）＞

解釈通達において、技術上の基準に適合する規格として、**ISO8124-1:2022及びISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018及びEN71-2:2020**又は**ASTM F963-23（4.1、4.2、4.5から4.19、4.21から4.28及び4.30から4.41に限る。）**を例示。**「玩具安全基準書（ST-2025）2025.4.1」に適合することをもって、乳幼児用玩具の技術上の基準に適合すると判断**する旨のノーアクションレターも公表（R7.3.31）。

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の範囲

- 乳幼児用玩具には、使用年齢基準に沿った対象年齢を定める必要がある。

## <使用年齢基準（技術基準省令別表第1の2）>

### 一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。

- 子供の**身体的・精神的発達**の程度、**興味・関心**の程度及び**行動様式**に応じて製品の**対象年齢**が適切に設定されていること。
- 対象年齢に関するガイドラインとして、ISO/TR8124-8:2024, N°11 GUIDANCE DOCUMENT ON TOYS INTENDED FOR CHILDREN UNDER 36 MONTHS OF AGE OR OF 36 MONTHS AND OVER 又は ASTM F963-23Annex A1などがあり、これらに沿って対象年齢を設定している場合は、事業者は合理的な根拠に基づくものと説明することができる。

### 二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。

- 広告（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）**から一般消費者が通常、認識し、又は推定する製品の**対象年齢**と、製品の**対象年齢**に**矛盾が生じないこと**をいう。  
（例）製品の容器包装に、当該製品で遊んでいる赤ちゃんの写真が掲載されているにもかかわらず、当該製品の対象年齢を3歳以上などとして販売している場合。3歳未満から使用できることを説明書に明記している場合。

### 三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。

- 製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の**対象年齢の最低年齢**が、**機能、寸法その他の特徴が類似する他の製品に設定された対象年齢の最低年齢**を上回らないことをいう。  
（例）類似製品が複数事業者から販売されているが、ある事業者のみ著しく高い対象年齢を設定している場合。

### 四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の**機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限**を上回らないこと。

- 製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の**対象年齢の最低年齢**が、特別な知識等を必要とすることなく、**一般消費者が、自らの経験を踏まえ、当該製品の機能、寸法その他の特徴から、容易に推測できる製品の対象年齢の最低年齢**を上回らないことをいう。

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の警告表示

- 乳幼児用玩具への、使用年齢基準に沿って定めた対象年齢、保護者が見守る旨等の注意表示を求める。
- 対象年齢の表示は、日本の一般消費者が容易に理解できる方法で表示すること。  
 (可)「対象年齢 1 歳～」「2 歳未満の子供には与えないで下さい」  
 (不可)「1 +」「For Children Ages 1-3 years」など、数字・記号、図形又は外国語のみからなる表示
- 「表示すべき文言」欄に記載されている文言は、文意が変わらない範囲において表現を変更することができる。

## < 3歳未満向け玩具の注意表示（技術基準省令別表第2の2） >

要素	表示すべき文言
<b>全てのもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 <b>使用に適した年齢</b>（※補足：使用年齢基準に沿って定めた対象年齢）</li> <li>二 <b>保護者が見守る旨</b></li> </ul>
水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
ゴム製の風船	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨</li> <li>二 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨</li> <li>三 破れた風船は速やかに廃棄する旨</li> </ul>
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引っぱり玩具を除く。）であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが300ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨
揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにかからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら玩具を取り外す旨
揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨</li> <li>二 つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになつたら取り外す旨</li> </ul>
ヘルメット、帽子、ゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨

# 子供用特定製品のマーク

- 子供用特定製品の技術基準適合義務の履行及び警告表示義務の履行を示すマークとして、子供の両親、祖父母、保育施設従事者等の消費者や、販売事業者も含む幅広い関係者が、一目見てイメージの湧きやすいマークとして、以下のマークを新設。

<子供PSCマーク（技術基準省令別表第8、9）>



子供用特定製品かつ特別特定製品

乳幼児用ベッド



子供用特定製品かつ特定製品

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）  
乳幼児用ベッドガード  
ベビーカー

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の表示の方法

- 乳幼児用玩具の必要な表示（子供PSCマーク・警告表示）は、製品の表面又は容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。
- 製品の表面又は容器包装の表面の、いずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。

## < 3歳未満向け玩具の表示の方法（技術基準省令別表第5） >

乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

※容器包装とは、製品を入れ、又は包むためだけに提供され、そこに対象年齢等を表示することについて製品との関連性が高いものをいう。  
他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。

- それぞれの表示を必ずしも近接させる必要はなく、**製品本体に子供PSCマーク、容器包装に警告表示を表示することも可能。**
- 製品の購入前にも一般消費者が表示を確認できるようにすることが望ましく、**製品本体に表示する場合は、容器包装、売り場の商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。**
- 店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の**一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合についても、一般消費者が表示を確認できるようにすることが望ましい。**
- ぬいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。

（イメージ）（再掲）



〇〇株式会社

<対象年齢> 1～3歳



- 保護者の目の届く安全な場所で遊ばせてください。
- お子様が立つことができる深さの水の中で使用してください。

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）に係る施行について

- 技術基準省令を令和7年1月31日に改正、乳幼児用玩具の範囲や技術基準等の解釈を示す解釈通達を2月20日に改正。
- 9月25日より事前届出の受付を開始。（これらの届出については、新制度施行日において届出をしたものとみなす。）電子申請システム（保安ネット）の利用が可能。
- 業界団体、検査機関、地方経済産業局等の協力を得て、特定輸入事業者（海外事業者）を含む関係事業者、地方自治体を対象とした説明会等を通じ、制度の内容や届出等手続に係る情報について広く周知を実施。

R6.12.13

R7.9.25

R7.12.25

政令公布  
(特定製品の指定)

事前届出受付開始

施行

令和7年12月25日より前に製造・輸入されたもの



表示なしで販売可能

令和7年12月25日以降に  
製造・輸入されるもの



表示を付して販売することが必要

乳幼児用玩具特設サイト

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/kodomo/gangu\\_kisei.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html)

# (参考) 届出事項の公表制度の創設

- 改正法施行日（令和7年12月25日）から、改正法に基づき届出のあった**事業者や国内管理人の情報等の公表を開始した。**

## 公表の方法

### (公表方法・対象)

- 製品安全ガイドの保安ネット（公表ポータルサイト）のバナーから検索ページへ移動
- 届出事業者や国内管理人の名称等から届出事項を検索できるシステムを構築。変更・廃止届出とも紐付け
- なお、施行日より前の届出には従前の情報提供請求の規定を適用【公表サンプル】



公表情報	備考
届出事業者の名称（代表者の氏名）	個人の場合は氏名
住所（届出事業者及び国内管理人）	正当な申立てが有った際には非公表
国内管理人の名称（代表者の氏名）	特定輸入事業者の場合のみ 個人の場合は氏名
特定製品の型式の区分	特定製品の名称と型式の区分を公表

## 保安ネット

### 公表ポータル詳細

区分等の情報	
製造/輸入の別 製造	区分等 乳幼児用玩具
事業者情報	
法人/個人名称 本省電子化T株式会社	代表者氏名 安全 安子
都道府県 北海道	市区町村以降住所 札幌市1-1-1
国名 ---	住所 ---
国内管理人情報	
法人/個人名称 ---	代表者氏名 ---
都道府県 ---	市区町村以降住所 ---

### 届け出た型式情報の詳細

届出済型式情報一覧	
品名	型式要素名・型式区分名
	【種類】(1) 主として触るもの 【可動部・駆動部・発射体】(1) 含むもの 【磁石・磁性部品】(1) 含むもの 【音を発する構造】(1) 含むもの 【熱源】(1) 含むもの